

静岡がんセンターにおける病院長の選考基準

静岡県立静岡がんセンター病院長の選任等に関する規程第4条の規定に基づき、病院長の選考基準を以下のとおり定める。

静岡県立静岡がんセンター病院長は、静岡がんセンターの基本理念及び理念を十分に理解し、これを実現するための高い使命感を持って職務を遂行する姿勢と指導力を有しているほか、以下の基準を満たす者とする。

- 1 医師免許を有する者
日本国内において現に有効な医師免許を有していること。
- 2 医療の安全確保のために必要な資質、能力及び経験を有する者
医療安全管理に関する十分な識見及び医療安全管理業務の経験を有し、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有すること。
- 3 病院の管理運営のために必要な資質、能力及び経験を有する者
当院又は当院に準ずる機能及び規模を有する病院において、病院長又は副院長（これに準ずる職を含む。）として組織管理、運営の経験を有すること。
- 4 がん医療の推進に貢献するために必要な資質、能力を有する者
特定機能病院及び高度がん専門病院としての当院の使命の遂行に必要ながん医療に関する優れた識見を有すること。
- 5 その他当院に求められる使命の遂行に必要な資質、能力を有する者
人格高潔であるとともに、社会の要請に呼応した病院機能の充実、運営の強化を図り、その発展に努めることができること。

附 則

- 1 この基準は、2019年12月9日から施行する。